

令和7年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年8月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和7年8月8日(金) 午後2時45分

3 場所 総社市役所6階 会議室602, 603

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
海野 宏道	石尾 弘	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次
赤木 謙介	長代 悦和	大月 泉	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二
高谷 幹晴	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥

7 議事録署名委員

10番委員 11番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、欠席0です。そして農地利用最適化推進委員が17名の出席で、欠席1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第29号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主事) 【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号38番】

(農地担当) それでは38番、福井の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 当該農地ですが、●●部落の南東辺りにございます。十二箇郷用水の南にございまして近年市街化が進んでいる地域でございます。この件については、詳細は、地元推進委員の茅原委員からお願いします。

(茅原委員) この件ですが、受人と渡人の関係は親戚でして、渡人は受人のおじにあたります。この申請地ですが、場所は受人の自宅のすぐ前の田ということになります。受人が渡人の田を譲り受けて、家を建てており、その残りの田になります。元々、田ですが、ここ何年も何も耕作されてない状況でした。ここ最近では、ずっと受人が田の管理をされておりました、ここはちょっと水はけの悪い田で、よくポンプで水を吐き出したり草を刈ったり管理されておりましたが、若干土を入れられて田というか畑になっております。受人は以前より渡人から畑をやってみないかという感じで言われておりました、近年の物価高騰もあって野菜とかも自給自足できるものはしたいという思いもあり、季節の野菜や果樹など取り組んでみたいということで、今回は譲り受けて農業の方をやっていきたいということで、今回の申請に至っております。家庭菜園ぐらいの規模になると思いますが、面積の方が7畝弱で家庭菜園としては若干広いですが、大型農機具等は渡人から借りるということで、耕作意欲を持たれております。これまでも草管理等きちんときれいに管理もされておりますし、地元としては特段問題ないと見ております。ご審議よろしくお願いたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号39番】

(農地担当) 続きまして39番、久米の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(1番委員) この件につきましては、地元推進委員の海野さんが調査をされております。地元では別

段問題はないと聞いておりますが、詳しくは海野委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは海野委員お願いします。

(海野委員) ここは、元々この前後に畑を持っていて果樹や花を植えたりして、家でその花を利用して教室をされているような方が、自分の持っている畑の間に渡人の畑がありまして、そこを購入したいというものです。現地はほぼ耕作放棄地になっていまして、毎年草を刈って管理されているようなところでありまして、そこを購入されて花を植えてご利用されるということで、地元としては問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

(農地担当) 受人の耕作地区●●地区の調査をしていただいております。何かありましたらお願いします。

(11番委員) 今回の案件ですが、受人ですが、ご主人ではなくて、奥さんが花の先生をされておられて、主にスモークツリーとかミモザとか生け花に使うようなものを植えるということですね。なぜ久米の方の田をと聞きましたら、受人の奥さんのお父さんがその隣の畑を持っているということで、受人の方から渡人に、使っていないなら譲ってくれないかと話があったそうです。ちょっと距離的には遠いですけど、近くにお父さんの土地があるということで、今後も草花などを植える予定で、自宅の倉庫のそばにも実際に植木鉢に入った苗木が置いてありましたので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

(農地担当) 竹内委員、何かあったらお願いします。

(竹内委員) 11番委員のご説明のとおりでございまして、受人の耕作地もきちっと耕作されておりますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当) 続きまして40番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 今回の案件ですが、受人が渡人の田を流動化で何年も前からずっと作られているということで、渡人から受人の方に、後継者がいないので買ってくれとか、もう譲るといって今回の話になりました。受人の方も久代地区にたくさん田の耕作に来られています。面積的にも広くされておられて、家族の他に専属の従業員の方もいらっしゃいますので、取得されても今までどおり稲作の方で作っていただければと思いますので、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

- (農地担当) 竹内委員, 補足があればお願いします。
- (竹内委員) この件に関しましても, 11番委員のご説明の通りでございまして, 受人もきっちり久代の田を耕作していただいて非常に助かっております。よろしくお願ひいたします。
- (農地担当) 受人の耕作地区●●地区の調査をしていただいております。何かありましたらお願いします。
- (7番委員) 先ほどお話がありましたように, 受人は会社の方としても経営をされておられて, 合計でちょっと増えたかも分かりませんが, 前年でも●町ほどの耕作をされておられて, 機械類等も十分揃っております。大型機械ばかりがたくさんあります。そういうことで, 従業員についての先ほどお話がありましたように, 農繁期には2人ないし, 3人の従業員を雇って耕作をしてきているというところで何ら問題はないかなと思っております。以上です。
- (農地担当) 渋谷委員, 何か補足があったらお願いします。
- (渋谷委員) 追加事項ございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
- (農地担当) 受人は市内の非常に広範囲の地区で営農されておられます。それぞれ調査いただいておりますが, 何かございましたらお願ひいたします。
- (12番委員) ここに耕作面積は●町●反とありますけど, この辺は何かあって数字が減っているのでしょうか。今までの説明の中ではもっと大きな数字だったと思いますが。
- (農地担当) 事務局, お願いします。
- (主事) 面積に関しては, 今回受人の面積は個人での耕作面積になります。会社での耕作地については含まれておりませんので, この点が異なるかなというところです。
- (12番委員) はい。了解しました。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。40番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 40番は許可されました。

【受付番号41番】

- (農地担当) 続きまして41番, 中原の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが, ●月●日に現地へ行ってみました。現在はトマトが植えられており, 畑は綺麗にされていました。今回の件は, 受人の旦那さんと渡人が義理の兄弟でありまして, 1/2ずつ土地を持っていたのを, 渡人が耕作できないということで, 受人が所有権1/2を譲り受けられるということです。所有権移転後は受人夫婦で今までどおり野菜全

般を作られるということです。所有の農機具は中型・小型の耕運機と草刈り機，電動とエンジンと持たれています。今までどおり耕作できると思いますのでよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。41番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，41番は許可されました。

【受付番号42番】

(農地担当) 続きまして42番，秦の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) こちらの案件ですが，●●県にお住まいの渡人の土地を，●●にお住まいの受人が有償にて，所有権移転申請という形になっております。2つの地番がありますが，この田は繋がっている隣どうしの田んぼであります。さらにその隣に受人のお父様が所有されている土地がございまして，隣接した土地となっております。調査項目，チェックシート等の調査を行い，本人ともどのような農業をされるかという話になりまして，ぶどうハウスが一部残っていますので，そちらの方でぶどう，一部レモンと書いてありますが，色々果樹を植えて使っていきたいということをおっしゃっておられたように思います。私の方からは以上ですが，別段問題のない案件かと思っておりますのでよろしくお願いします。

(農地担当) 大森委員，補足はありますか。

(大森委員) 先ほどの委員の方から説明いただいたとおりでございますけど，ちょっと補足させてもらいます。申請地の場所ですけれども，秦地区のほぼ中央の●●の近くでございます。地目としては田ですけれども，現況としては畑で作られているところでございます。渡人は秦出身の方でございますけれども，県外に出られておまして，これから先もちょっと作れそうにないということで今回の話になっているということ。それから受人につきましては，住所は●●でございますけれども，実家が秦でございまして，農作業，田や畑を耕作されておりますけれども，お父さんとその時期には一緒にされているところをよく見かけております。農機具等々持たれております。問題なく今後も継続していただけたと思います。地元といたしましても問題ないと思っておりますので，審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当) なお，受人居住地が●●地区となっております。何かあればお願いします。

(7番委員) 先ほどお話がありましたことは，ご本人の方から私の方も聞いております。それから，ご本人さんは会社員ということで，その辺，作業の方がどうなのかなと思って，ちょっと確認しましたところ，十分にやっていると。先ほどお話がありましたように，果樹なん

かを作っていくということのようなので、どの程度手がかかるのかということを実際は私自身もはっきりとは分かりませんが、本人の言によりますと十分やっていけるから心配はありませんというような言葉がありました。他には先ほどのお話の出たとおりのことを重ねて聞いておりましたので、特に問題はないものと思っています。

(農地担当) 渋江委員、何かあればお願いします。

(渋江委員) 追加することはございません。問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当) 続きまして43番、地頭片山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) 本件は中古住宅を購入し、●●市から総社市へ移住するに際しまして、移住地南側に隣接の畑がありまして、それを購入して自家用野菜を栽培したいという案件です。現在、購入する中古住宅をリフォーム中で、8月中旬には完成し移住するという事で、現地を確認の上、受人の方に電話にてヒアリングを行いました。申請地は防草シートを掛けている農地でした。耕運機は移住地の所有者から譲り受けて、じゃがいもや玉ねぎなどを栽培するという計画で、場所も移住場所の南側で面積的にも●㎡の農地で、地元としては特に問題ない案件と考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当) 続きまして44番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件につきましては、渡人は●●市に住所がありますが、高齢化によって、今の自

分の農地を譲りたいということがございます。受人は地域でも担い手として十分活動されている方でございます。申請地のうち田の2筆は、今現在流動化をかけて耕作をされておりまして、きれいに管理されております。また、畑の方も一緒に譲渡を受けるということでございます。そこも十分管理して、草の生えないようにするということでございます。地元といたしましては、何ら問題ないので、ひとつよろしく願いいたします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 14番委員と全く同意見で付け加えることは一切ありませんので、審議の程よろしく願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号45番】

(農地担当) 続きまして45番、宿の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) ●月●日に高谷委員と一緒に、受人の自宅裏の申請地の農地を確認しながら受人と面談をいたしました。また、翌日に、申請地の近くにある渡人の自宅で面談を行いました。申請地の南側は宅地で、約2m程度の高低差のある元々公道に面してない農地で、ここ数年は渡人が譲渡先を探しながら、草刈りをして保全管理をしていたとのことでした。受人の方は19人か20人ほどの土木工事会社の経営をされておりまして、軽トラ、パワーショベル、トラクター、1トントラックを所有しているとのことです。新規就農にはなりますが、近所に居住されております農業経験のある渡人ご夫妻の農業指導を受けながら、奥さんと一緒に1,200㎡程と広い農地ではありますけど、畑として利用の上、大豆を中心に自家用野菜を栽培するとのことでした。地元としては、今回の申請は非耕作地が農地として利用されることとなるもので、好ましい案件と考えております。高谷委員からも別途説明をお願いします。

(高谷委員) 6番委員からご説明があったとおりで、被ることも多いかと思いますが、あの少しだけ付け加えたいと思います。受人の方は農業の経験が無いということで、これから大豆と野菜を作っていくということでありました。渡人の方にご指導していただき、適正な作物を作っていきたいということでありまして、家も30mぐらいの近くでありますのですぐ話ができると思います。この土地については、入り口がもう全部無くて、自分の屋敷から少しスロープを付けて入ろうということと予定をされているようです。機械等については、

トラクターとかトラック等があるということで、あともし何か足りないものがあつたら、リースとか購入でカバーをしていきたいということです、地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当) 続きまして46番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この受人は東阿曾のいわゆる大型農家でありまして、農業倉庫からその糶摺り等の際にも糶殻が飛散するおそれがあるということから、その防止措置を取るということに関連しての申請になっております。詳しくは地元推進の武田委員の方からお願いしたいと思います。

(農地担当) 武田委員、お願いします。

(武田委員) この件は、先ほど1番委員が言われていた糶殻を置く場所の、西隣に少し残った土地ができるので、そこは苗場や野菜を作るということで聞いております。渡人ですけど、今はもう耕作ができない状況で、子供さんは1人家と一緒にいますけど、後の人は出られていて農業全くしないような状況なので、できれば今回の受人に前々からも譲りたいといった話があったんですけど、今回、受人も頑張って、農地を譲り受けて、自分のその作業に使わせてもらうことに決まっております。受人は耕作面積が●町ほどとなっておりますが、実際は●町ぐらいやっているはずです。従業員も2人来て手伝っております。奥さんも一緒にトラクター使ってやっていますから心配ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

- (農地担当) 続きます。47番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 先般、大月委員と一緒に現地に行きまして、この●㎡という小さい農地ですけど、農地を守って耕作するというようなことで、非常に喜んでおるところでございます。詳細につきましては、大月委員の方からお願いします。
- (農地担当) それでは大月委員、よろしくをお願いいたします。
- (大月委員) 先日、会長と一緒に当該地を確認しましたが、作付けはされておまして、地元の人が作られているらしいのですが、この度の案件は、当該地を渡人から受人に譲るという遺贈の申請が出ております。受人ははっきり言って農業を全くしたことがないし、今後はこちらの方へ来てする気も無いという電話でのお話でした。お父さんが当該地の近くにいるのですが、お父さんもいい年なので今作っている人にもう任せるといことですので、あとはこちらの方でも、その土地が荒れないように本人とも話をつけております。ということで、本人は遺贈なんですけど、今は市外で歯科医師をされておりますので、医者をやりながら農業はできないと言っておられましたので、弁護士を立てて遺贈を申請されております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。事務局より補足をお願いします。
- (主事) 遺言執行者について説明をしておきます。遺言執行者とは、民法に定められております被相続人が残した遺言書の内容実現するため、相続財産の管理、その他遺言の執行に必要な一切の権利を行う権利を有するものを指します。
- (8番委員) 受人が農業はできないといっている場合の農地取得は可能なんですか？
- (主任) 遺言の執行であっても農地法3条の許可要件は変わりませんので、やらないといわれたらいつもどおりの判断になるかと思えます。
- (主事) あくまで3条の申請になりますので、受人が耕作者の対象となります。受人が耕作目的として取得するというのが3条目的の趣旨となりますので、受人が別の方に委託するところでは3条申請の中身で言いますと、主旨と異なる部分になってしまいます。
- (14番委員) 申請書には受人が畑として耕作すると書いてあるので、耕作する意思はあるのではないですか？

それではここで少し休憩といたします。皆さんお戻り次第、審議を再開いたします。
それでは休憩といたします。

【午後2時17分から午後2時30まで休憩】

- (農地担当) 議事を再開いたします。47番美袋の件ですが、今一度受人、渡人に聞き取りを重ねて

耕作の意思を確認することとし、今月は保留とさせていただこうと思いますがいかがでしょうか？

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは47番につきましては、一旦保留とさせていただきます、来月また議事にかけてさせていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

【受付番号48番】

(農地担当) 続きまして48番、総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件ですが、●●からちょっと西に入った、集落と田のちょうど境目辺りの農地でございます。詳しくは最相推進委員よりお願いします。

(最相委員) 場所としては今さっきおっしゃられたとおりですが、この周りは田だけで、東隣は家がありますが、これはおじいさんからお孫さんへということなんです、おじいさんがたくさん、土地を今耕作されていまして、農業機械等もたくさんお持ちです。で、この譲渡を受けられる方は、リースで借りるという形で申請されておりますが、おじいさんのところから借りてきても特に問題ないぐらいのところですよ。新規就農ということになっておりますが、この方はご自分で自給自足の生活をしてみたいということも言っておられます。野菜とか米は自分で作りたいという風に言っておられるので、若い方なんでやればできると思っていますので、皆さんも協力してあげていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

【議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第30号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号17番】

- (農地担当) それでは17番, 久米の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) この件ですが, 面積も●㎡ということでございまして, 進入路の拡張という件でございまして, 東は自分の入る道路, 西は畑, この一部を進入路とするということで, 南は自分の宅地, 北は道路ということで, この辺の状況につきましては, 周辺農地には一切関係ないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この件は, 昨年進入路としての転用が認められた案件でありまして, 工事の進行に伴いまして, 狭いということで, その拡張のために今回改めて申請をして通行をスムーズにしたいという申請になっております。詳しくは地元推進の海野さんをお願いしたいと思いません。
- (農地担当) それでは, 海野委員, お願いいたします。
- (海野委員) 先ほどご説明がありましたけど, 進入路の拡張ということで, その転用申請地の周辺の状況なんですけど, 東が道路, 西が宅地というか, あの倉庫がある。それから南が通路で北が道路になっています。あとはその営農条件の影響等については, 特に生活排水も流れてなく, 建物もありませんので問題もなく, あと, あの土砂の流出等も境界にコンクリートブロック, 土留め等を設置してそういった流出がしないようにするというので, 特に問題はないと思いますので, 審議のほどよろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 17番は許可されました。

【受付番号18番】

- (農地担当) 続きまして, 18番, 東阿曾の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) この件につきましては, 東については自分の倉庫でございまして, 南は道路, 北は農地でございまして, 別に農業には影響はないという判断です。
- (農地担当) それでは地元委員の説明をお願いいたします。

- (1 番委員) 先ほど現地調査の説明がありましたように、さっき3条の申請でありました農地と、今回の申請地は隣接しておりまして、今回の転用の申請については、粃殻の飛散を防止するとか、作業場の駐車場を確保するとか、そういった格好の転用の申請になっておりまして、地元では問題はないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員の武田さんの方からお願いをしたいと思います。
- (武田委員) 1番委員が言われたとおりで別に追加して話をすることはないですが、トラックで今度粃殻を吸い取ってもらって持って帰ってもらうようになったので、倉庫へ保管するということですね。何も問題ないと思いますので、ご検討お願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農振農用地になります。例外許可規定として、農業用施設を適用しております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

【報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

- (農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第21号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) **【報告第21号 報告書について朗読】**

【報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告第22号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) **【報告第22号 報告書について朗読】**

【報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

- (農地担当) 次に、報告第23号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第23号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 14ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が10件、1件は保留とさせていただきました。また、5条関係が2件ございました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) 次に事務局から事務連絡をお願いします。

(事務局) 【農地パトロールについて】

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時45分